

**令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務  
プロポーザル審査要領**

1 目的

「令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づく審査について、本要領を定める。

2 審査会の設置

茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、「令和5年度茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。審査会の議事は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第7条による。

3 審査会の構成

委員は次に掲げる者とし、会長は市民環境部長があたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、ゼロカーボン推進室長がその職務を代理する。

	役職	職名		役職	職名
1	会長	市民環境部長	5	委員	都市計画課長
2	委員	ゼロカーボン推進室長	6	委員	DX推進課長
3	委員	商工課長	7	委員	環境審議会会長
4	委員	農林課長	8	委員	行政アドバイザー (環境分野)

4 審査方法

(1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 審査基準 下表のとおり

		評価項目	配点
1	業務遂行能力	業務執行体制	5
2		業務の実績	10
3		見積書	10
4		スケジュール	5
5	提案内容	削減目標及び再生可能エネルギー導入目標に関する提案	10
6		温室効果ガス将来推計を踏まえた将来ビジョン・脱炭素シナリオに関する提案	10
7		目標達成のための施策の提案（市民・事業者・行政の実施主体の視点）	15
8		指標の設定及び進捗管理に関する提案	10
9		地域脱炭素化促進、適応策に関する提案	10
10		施策・事業の具体化に関する提案、脱炭素先行地域事業計画の策定支援、促進区域等に関する提案	15
合計			100

- (3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。
- (4) 提案者の特定 「審査会評価点」の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。